

道北連合海区漁業調整委員会指示第1号

固定式刺し網漁業、流し網漁業及びはえなわ漁業【漁業法（昭和24年法律第267号）第69条に基づく共同漁業権漁業、同法第36条、同法第57条並びに漁業法第120条に基づく他の海区漁業調整委員会の指示による承認漁業を除く。】

の操業について漁業秩序の維持を図るため、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年3月1日

道北連合海区漁業調整委員会  
会長 西野 憲



(操業の承認)

第1 次に掲げる海域において固定式刺し網漁業、流し網漁業及びはえなわ漁業（以下「固定式刺し網漁業等」という。）を操業しようとする者は、道北連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1. 宗谷海区内共同漁業権漁場区域    | (別記1のとおり) |
| 2. 留萌海区内共同漁業権漁場区域    | (別記2のとおり) |
| 3. 石狩・後志海区内共同漁業権漁場区域 | (別記3のとおり) |
| 4. 宗谷海域              | (別記4のとおり) |
| 5. 留萌海域              | (別記5のとおり) |
| 6. 石狩・後志・留萌海域        | (別記6のとおり) |
| 7. 武蔵堆海域             | (別記7のとおり) |

(承認の対象者)

第2 第1に掲げる海域内での承認の対象者は次のとおりとする。

- 第1の1、2及び3に掲げる共同漁業権漁場区域内の海域で操業しようとする者は、それぞれの海域に面する地区内に住所を有する者、又は委員会が特に適当と認めた者。
- 第1の4、5、6及び7に掲げる宗谷海域、留萌海域、石狩・後志・留萌海域及び武蔵堆海域で操業しようとする者は、前年度委員会の承認を受け当該海域において申請に係る漁業を操業した実績を有する者、又は委員会が特に適当と認めた者。

(操業の承認をしない場合)

第3 次のいずれかに該当する場合は承認をしない。

- 申請者以外の者が実質上当該漁業の経営を支配する恐れがあると認められる場合。
- 操業条件及び操業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合。
- その他委員会が特に不適当と認めた場合。

#### 第4 操業の制限を次のとおりとする

##### 1. 固定式刺し網漁業

(1) かすべ固定式刺し網漁業、あんこう固定式刺し網漁業、さめ固定式刺し網漁業及びそい・めばる固定式刺し網漁業

区分 漁業種類	使用漁具	海中に敷設 する網の数	操業海域及び操業期間
かすべ固定式 刺し網漁業  あんこう固定 式刺し網漁業	使用する刺し網の網目は、 結節から結節までの長さ が151.5ミリメートル 以上  1放しの長さ2,000 メートル以内	総トン数20 トン未満 5放し以内  総トン数20 トン以上 10放し以内	1 4月1日から6月20日及び9月1日から 3月31日 ただし、宗谷海域で操業する場合にあつて は北緯45度00.1分の線以北、東経 139度29.8分の線以東、西能登呂岬 と宗谷岬を結ぶ線以西、排他的経済水域及 び大陸棚に関する法律（平成8年法律第7 4号）に基づく日本国とロシア共和国の中 間線（以下「日ロ両国からの中間線」とい う。）に囲まれた海域  2 次に掲げる海域については操業を禁止する 1. 海域：礼文島スコトン岬から0度00分 の線以東、日ロ両国からの中間線以南及 び宗谷岬から30度00分の線以南の共 同漁業権漁場を除く海域  2. 期間：1月1日から4月30日まで
さめ固定式刺 し網漁業	使用する刺し網の網目は、 結節から結節までの長さ が75.8ミリメートル 以上  1放しの長さ1,000 メートル以内	同 上	1 石狩・後志・留萌海域にあつては、5月 1日から12月25日まで 2 宗谷海域、留萌海域、武蔵堆海域にあつ ては、5月1日から11月15日まで、 ただし操業禁止期間を次のとおりとする  (1) 宗谷海域にあつては、9月1日から 9月30日まで (2) 留萌海域、石狩・後志・留萌海域、武 蔵堆海域にあつては、9月1日から 10月14日まで
そい・めばる 固定式刺し網 漁業	使用する刺し網の網目は、 結節から結節までの長さ が37.5ミリメートル 以上78.8ミリメートル 以内  1反150メートル以内	150反以内	1 4月1日から翌年3月31日までとする ただし、宗谷海域で操業する場合にあつ ては北緯45度00.1分の線以北、東経 139度29.8分の線以東、西能登呂岬 と宗谷岬を結ぶ線以西及び日ロ両国から の中間線に囲まれた海域  2 次に掲げる海域については操業を禁止す る 1. 海域：礼文島スコトン岬から0度00分 の線以東、日ロ両国からの中間線以南及 び宗谷岬から30度00分の線以西の共 同漁業権漁場を除く海域  2. 期間：1月1日から4月30日まで

(2) 上記1に掲げた以外の固定式刺し網漁業の操業期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 2. 流し網漁業及びはえなわ漁業

### (1) 操業期間

4月1日から翌年3月31日まで

### 3. さめ固定式刺し網漁業等による操業の禁止

さめ資源が回復するまで、当分の間は承認を行わずに操業を禁止する。

### 4. かに類、さけ及びますを採捕してはならない。万一かに類、さけ及びます が漁獲された場合は、出来る限り損傷しないよう速やかに海中に戻し船内に 保持してはならない。

### (承認の有効期間)

第5 承認の有効期間は承認の日から1年以内とする。

### (陸揚港)

第6 陸揚げ港は2港以内とする。

ただし、委員会が特に事情をやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

### (漁獲物の陸揚げ)

第7 漁獲物は、天災その他やむを得ない事情から委員会が特に認めた場合を除  
き、承認証に記載された陸揚港以外に陸揚げ又は、他の船舶に転載してはな  
らない。

### (承認証の携帯)

第8 操業の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは委員会が  
交付する承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

### (承認標識の表示)

第9 承認を受けた者は、取扱要領別記第9号様式により、承認標識を操業期間  
中、当該漁船の見やすい箇所に表示しなければならない。

### (承認の取り消し)

第10 承認を受けた者がこの指示に違反したときは、委員会は当該漁業の承認を  
取り消すことができる。

### (操業の届出)

第11 次に掲げる海域において固定式刺し網漁業等を操業しようとする者は、委  
員会に届出をしなければならない。

次の点60、点59、点58、点57、点54、点55、点50、点51、  
点48、点49及び点60の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域。

点60	北緯43度10.1分の線と東経139度29.8分の線との交点
点59	北緯43度10.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点58	北緯43度50.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点57	北緯43度50.1分の線と東経140度9.8分の線との交点
点54	北緯44度20.1分の線と東経140度9.8分の線との交点
点55	北緯44度20.1分の線と東経139度59.8分の線との交点
点50	北緯44度30.1分の線と東経139度59.8分の線との交点
点51	北緯44度30.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点48	北緯45度00.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点49	北緯45度00.1分の線と東経139度29.8分の線との交点

(操業協定の締結)

第12 承認を受けた者及び届出をした者は、操業の秩序の維持を図るために、当該漁業を営む者及び他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。

ただし、操業協定を締結しなくても操業秩序が維持される等特別の事情があると委員会が認めた場合はこの限りでない。

(漁具標識の設置)

第13 承認を受け又は届出をした者は、敷設中の漁具の両端に蛍光塗料を用いた漁具標識を水面1.5メートル以上の高さに設置するとともに、当該承認船名及び所属漁業協同組合名を明瞭に表示しなければならない。

(漁獲成績報告書の提出)

第14 承認を受け又は届出をした者は、当該漁業の操業を終了したときは、遅滞なく漁獲成績報告書(取扱要領別記第6号様式)2部を委員会に提出しなければならない。

(指示・指導事項の遵守)

第15 操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認め、指示・指導した事項に従わなければならない。

(承認事務等の取扱)

第16 承認の申請又は届出に係る事務の取扱については、別に定める「固定式刺し網漁業、流し網漁業及びはえなわ漁業承認等事務取扱要領」によるものとする。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この委員会指示は令和3年3月1日から施行する。

## 宗谷海区内共同漁業権漁場区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点15、点16、点17及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第1号	枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第2号	浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第3号	猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第4号	稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第5号	宗谷岬北端
基点第6号	稚内市大字声問村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第7号	ノシャップ岬北端
基点第8号	金田岬北端
基点第9号	種島北端
基点第10号	スコトン岬北端
基点第11号	礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点(西岸)
基点第12号	ヌリ岬南端
基点第13号	利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第14号	利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第15号	幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点1	基点第1号から43度30分25,000メートルの点
点2	基点第2号から45度25,000メートルの点
点3	基点第3号から47度30分25,000メートルの点
点4	基点第4号から50度25,000メートルの点
点5	基点第5号から0度8,500メートルの点
点6	基点第6号から333度30分19,000メートルの点
点7	基点第7号から0度30分11,900メートルの点
点8	基点第7号から286度15分の線と基点第8号から76度25分の線との交点
点9	基点第9号から0度3,000メートルの点
点10	基点第10号から295度17,500メートルの点
点11	基点第11号から233度10,800メートルの点
点12	基点第12号から206度10分15,700メートルの点
点13	基点第13号から213度30分19,000メートルの点
点15	基点第13号から202度23,000メートルの点
点16	基点第14号から157度15分13,500メートルの点
点17	基点第15号から261度30分19,200メートルの点

別記 2

留萌海区内共同漁業権漁場区域

次の基点第15号、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第15号	幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第16号	初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第17号	天売島ゴメ岬北東端		
基点第18号	天売島赤岩中央		
基点第19号	建設省国土地理院三角点(川尻)		
基点第20号	増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第21号	日方泊岬西端		
基点第22号	増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
点17	基点第15号から	261度30分	19, 200メートルの点
点18	基点第16号から	262度30分	22, 000メートルの点
点19	基点第17号から	321度30分	20, 000メートルの点
点20	基点第18号から	290度30分	22, 000メートルの点
点21	基点第18号から	206度30分	12, 000メートルの点
点22	基点第19号から	274度16分	22, 000メートルの点
点23	基点第20号から	302度14分	25, 000メートルの点
点24	基点第21号から	297度10分	22, 000メートルの点
点25	基点第22号から	297度10分	20, 000メートルの点

別記 3

石狩・後志海区内共同漁業権漁場区域

次の基点第22号、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第22号	増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第23号	石狩市浜益区と厚田区の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第24号	国土地理院三角点知狩から	224度55分45秒	254.74メートルの点
基点第25号	国土地理院三角点樽川から	242度36分33秒	468.64メートルの点
基点第26号	北海道水産部三角点水T4から	53度24分50秒	333.87メートルの点
基点第27号	小樽市と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第28号	余市町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第29号	北海道水産部三角点水15		
基点第30号	国土地理院三角点幌武意から	328度32分56秒	77.03メートルの点
基点第31号	国土地理院三角点武威ノ岬から	93度33分43秒	2,571.26メートルの点
基点第32号	北海道水産部三角点水T2		

基点第33号	積丹町と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第34号	神恵内村と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第35号	泊村大字盃村と大字泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第36号	岩内町と蘭越町の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第37号	国土地理院三角点弁慶岬		
基点第38号	寿都町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第39号	島牧村字豊浜と字大平の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第40号	北海道三角点N35		
基点第41号	島牧村とせたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
点25	基点第22号から	297度10分	20,000メートルの点
点26	基点第23号から	272度	20,000メートルの点
点27	基点第24号から	307度30分	30,000メートルの点
点28	基点第25号から	332度30分	32,000メートルの点
点29	基点第26号から	352度30分	20,000メートルの点
点30	基点第27号から	357度30分	20,000メートルの点
点31	基点第28号から	8度	20,000メートルの点
点32	基点第29号から	359度	20,000メートルの点
点33	基点第30号から	352度30分	20,000メートルの点
点34	基点第31号から	327度30分	20,000メートルの点
点35	基点第32号から	312度30分	20,000メートルの点
点36	基点第33号から	296度30分	20,000メートルの点
点37	基点第34号から	247度30分	10,900メートルの点
点38	基点第35号から	247度30分	10,900メートルの点
点39	基点第36号から	287度30分	10,900メートルの点
点40	基点第37号から	352度30分	10,900メートルの点
点41	基点第38号から	310度37分	10,900メートルの点
点42	基点第39号から	322度30分	10,900メートルの点
点43	基点第40号から	322度30分	10,900メートルの点
点44	基点第41号から	297度30分	10,900メートルの点

#### 別記 4

#### 宗 谷 海 域

基点第1号から43度30分の線以北、東経139度29.8分以東及び、基点第15号から点17、点16、点15、点14、点49を順次に結んだ線以北の海域から、1の宗谷海区内共同漁業権漁場区域を除く海域

基点第1号	枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点第15号	幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
点1	基点第1号から	43度30分	25,000メートルの点
点2	基点第2号から	45度	25,000メートルの点
点3	基点第3号から	47度30分	25,000メートルの点
点4	基点第4号から	50度	25,000メートルの点
点5	基点第5号から	0度	8,500メートルの点
点6	基点第6号から	333度30分	19,000メートルの点
点7	基点第7号から	0度30分	11,900メートルの点
点8	基点第7号から	286度15分の線と基点第8号から	76度25分の線との交点
点9	基点第9号から	0度	3,000メートルの点

点10	基点第10号から295度	17, 500メートルの点
点11	基点第11号から233度	10, 800メートルの点
点12	基点第12号から206度10分	15, 700メートルの点
点13	基点第13号から213度30分	19, 000メートルの点
点14	北緯45度0.1分の線と点13から点15を結ぶ線との交点	
点49	北緯45度0.1分の線と東経139度29.8分の線との交点	

別記 5

留 萌 海 域

次の基点第15号、点17、点16、点15、点14、点47、点52、点53、点56、点25及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域から、2の留萌海区内共同漁業権漁場区域を除く海域

基点第15号	幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点	
基点第22号	増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点	
点17	基点第15号から261度30分	19, 200メートルの点
点18	基点第16号から262度30分	22, 000メートルの点
点19	基点第17号から321度30分	20, 000メートルの点
点20	基点第18号から290度30分	22, 000メートルの点
点21	基点第18号から206度30分	12, 000メートルの点
点22	基点第19号から274度16分	22, 000メートルの点
点23	基点第20号から302度14分	25, 000メートルの点
点24	基点第21号から297度10分	22, 000メートルの点
点25	基点第22号から297度10分	20, 000メートルの点
点56	基点第22号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点	
点53	北緯44度20.1分の線と東経140度39.8分の線との交点	
点52	北緯44度20.1分の線と東経140度49.8分の線との交点	
点47	北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点	
点14	北緯45度0.1分の線と点13から点15を結ぶ線との交点	
点15	基点第13号から202度	23, 000メートルの点
点16	基点第14号から157度15分	13, 500メートルの点

別記 6

石 狩・後 志・留 萌 海 域

次の基点第22号、点25、点56、点53、点54、点57、点58、点59、点60、点61、点44及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域から、3の石狩・後志海区内共同漁業権漁場区域を除く海域

基点第22号	増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点	
基点第41号	石狩市浜益区と厚田区の境界線と最大高潮時海岸線との交点	
点25	基点第22号から297度10分	20, 000メートルの点
点26	基点第23号から272度	20, 000メートルの点
点27	基点第24号から307度30分	30, 000メートルの点



点28	基点第25号から	33度30分	32,000メートルの点
点29	基点第26号から	35度30分	20,000メートルの点
点30	基点第27号から	357度30分	20,000メートルの点
点31	基点第28号から	8度	20,000メートルの点
点32	基点第29号から	359度	20,000メートルの点
点33	基点第30号から	352度30分	20,000メートルの点
点34	基点第31号から	327度30分	20,000メートルの点
点35	基点第32号から	312度30分	20,000メートルの点
点36	基点第33号から	296度30分	20,000メートルの点
点37	基点第34号から	247度30分	10,900メートルの点
点38	基点第35号から	247度30分	10,900メートルの点
点39	基点第36号から	287度30分	10,900メートルの点
点40	基点第37号から	352度30分	10,900メートルの点
点41	基点第38号から	310度37分	10,900メートルの点
点42	基点第39号から	322度30分	10,900メートルの点
点43	基点第40号から	322度30分	10,900メートルの点
点44	基点第41号から	297度30分	10,900メートルの点
点61	基点第41号から	297度30分の線と東経139度30分の線との交点	
点60	北緯43度10.1分の線と東経139度29.8分の線との交点		
点59	北緯43度10.1分の線と東経139度49.8分の線との交点		
点58	北緯43度50.1分の線と東経139度49.8分の線との交点		
点57	北緯43度50.1分の線と東経140度9.8分の線との交点		
点54	北緯44度20.1分の線と東経140度9.8分の線との交点		
点53	北緯44度20.1分の線と東経140度39.8分の線との交点		
点56	基点第22号から	297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点	

## 別記 7

### 武 蔵 堆 海 域

次の点47、点52、点55、点50、点51、点48及び点47を順次に結んだ線によって囲まれた海域

点47	北緯45度00.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
点52	北緯44度20.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
点55	北緯44度20.1分の線と東経139度59.8分の線との交点
点50	北緯44度30.1分の線と東経139度59.8分の線との交点
点51	北緯44度30.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点48	北緯45度00.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

# 道北連合海区漁業調整委員会指示海域図

